

Title	賀茂真淵著作における仮名字体使用に関する考察 : 訓仮名出自字体の忌避をめぐって
Author(s)	内田, 宗一
Citation	語文. 2010, 92-93, p. 100-108
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/69142
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

賀茂真淵著作における仮名字体使用に関する考察

—訓仮名出自字体の忌避をめぐる—

内 田 宗 一

はじめに

本稿の筆者は、先に内田(二〇〇一a)(二〇〇一b)において、本居宣長の著作『古事記伝』『国号考』に使用される仮名字体について調査・考察を行い、これらの資料においては訓仮名出自の仮名字体の使用が忌避されていることを明らかにした。そして、これは、音仮名を正統なものと捉える万葉仮名観に基づき、古代における万葉仮名表記のありようを近世の仮名字体系の上で反映させて創出された表記原則であることを論じた。さらに、内田(二〇〇六)では、楳取魚彦『古言梯』の使用仮名字体について調査を行い、細部において差異はあるものの、『古言梯』においても同様に訓仮名出自字体の忌避が認められることを指摘し、宣長の著作に見られる訓仮名出自字体の忌避は魚彦からの影響を受けたものであると考えられることを論じた。これにより、表記の面で古代を志向する姿勢は、宣長以外の国学者にも認められる

ことが明らかとなったとともに、魚彦・宣長両者がこのような表記を実践した背景として、二人の共通の師である賀茂真淵からの影響の可能性があることを指摘した。本稿は、以上のような成果を踏まえた上で、真淵を対象にその著作における仮名字体使用の実態を調査し、そこに魚彦・宣長へとつながってゆく要素を見出せるかを探ることを目的とするものである。

一 『古言梯』跋文の仮名字体

まず、はじめに考察の対象とするのは、『古言梯』(明和五(一七六八)年刊¹⁾)の跋文である。跋文という性格から、分量が少なく、また表記の面でも通常の場合とは異なる装飾的な要素を含んでいることが推察され、考察の上で制約の存する資料であるが、ここで取り上げるのは大きく二つの理由による。

第一の理由は、この跋文が真淵の筆跡を伝えるものとして近世当時に人々の間でよく知られていたという点である。清水浜臣

『泊泊筆話』では、真淵の晩年の書風について述べる中で「人のよく知れるものにていはゞ、万葉考のうはがき、古言梯の奥書など、其すがたなりけり」(二一八頁)と記されている。

第二の理由は、これが、真淵・魚彦・宣長の三者の直接的な接点となる資料であるという点である。内田(二〇〇六)でも述べたように、真淵は『古言梯』の内容の吟味を宣長へ書簡で依頼し、魚彦は訂正を加えた『古言梯』を宣長へ送付している。『古言梯』は三者が直接関わり合った資料であり、なおかつ前述のように本文部分では魚彦によって訓仮名出自字体の使用が忌避されている。そのような資料の跋文において真淵がどのような表記を行っているのかは、確認しておくべき意義があるものと考えられる。

『古言梯』跋文は一丁、漢字仮名交じり文で記されている。字数は全一五九字のうち仮名は一〇七字である。装飾的な効果をねらったことか、仮名の中には、一見して近世当時としては一般的でない字体も多く含まれている。『古言梯』跋文に使用されている仮名字体の字源の漢字を一覧表で示すと、次のようになる。³⁾なお、空欄となっているのは、該当する仮名の用例が文中になかったものである。

▽『古言梯』跋文所用の仮名字体の字源一覧

ア 阿 イ 以 ウ エ オ
カ 可・我 キ 支・幾・起・伎 ク 久・具 ケ コ 己
サ 邪 シ 之 ス 寸・受 セ 世 ソ 曾・俗

タ 多・太 チ ツ 都 テ 天・氏 ト 登・騰
ナ 奈・那・寧 ニ 尔・邇 ヌ ネ ノ 乃・能
ハ 波・盤・八 ヒ フ 不 へ 辺 木 保
マ 万・末 ミ ム 舞 メ 免 モ 毛・謀・暮・目
ヤ 也 ユ ヨ 与
ラ 良・羅 リ 里 ル 流・留 レ ロ
ワ 和 牛 為 エ ヲ 乎

全体を見渡してまず指摘できるのは、ここで使用されている仮名字体は音に基づくものが基本となっているという点である。表に挙げたもののうち、へへ「辺」のみは、この万葉仮名について音仮名とする説、訓仮名とする説の両方の解釈が存在するが、それ以外は全て音仮名出自と解釈できるものである。⁴⁾また、「辺」についても、近世当時においてこれを音仮名と捉える説が存在していたことが確認される。⁵⁾その点をあわせて考慮すれば、『古言梯』跋文においても、基本的には訓仮名出自字体の忌避という表記原則が適用されていると認めてよいと考えられる。前述の通り、本資料は分量が少ないという問題があつて、今回の調査結果も偶然によるものという可能性が皆無とは言えないため、慎重に判断する必要があるが、本居宣長・楳取魚彦に見られたものと同様の表記上の姿勢が、賀茂真淵にも存していたことが確認できたと言えよう。真淵の著述の中には、次に引用するように、魚彦や宣長と同様、万葉仮名のうちの音仮名を正統なものと捉える万葉仮名

観を有していたことを示す記述が認められる。

正しくは、仮字は、字音を用ること、古事記、日本紀もて知べし、然るを、寛平のころ書し、新撰字鏡にも、和名抄にも延のかなに、江の字を書しは、今の京こなた、かゝる事みだりに成たり、

『祝詞考』、第七卷・二三五頁）
もとも訓を仮字に用ゐずといへども、地名には其きらひなきにや、

『万葉考』卷八、第三卷・一五九頁）
真淵は、こうした認識を背景にして、自らの文章においても音に基づく仮名字体のみを意図的に選んで使用したものと考えられる。古代における万葉仮名使用の実態に則って、使用すべき仮名字体を選択していたのだと言える。

その推測を裏付ける材料の一つになると思われるのが、濁音音節に使用される仮名字体の存在である。『古言梯』跋文では〈ク〉「具」〈ハサ〉「邪」〈ハス〉「受」〈ヘソ〉「俗」を字源とする仮名字体が、それぞれ濁音音節で使用されている。これらの字源の漢字は、上代文献ではいずれも濁音の万葉仮名として使用されている。真淵は、上代の万葉仮名を念頭において、これらの字体を選択したものと考えられる。ただし、この『古言梯』跋文では、全ての濁音音節で濁音の万葉仮名を字源とする仮名字体のみがもっぱら使用されているというわけではない。中には〈カ〉「可」〈タ〉「太」を字源とする仮名字体など、清音・濁音両方に使用されている仮名字体も存する。このことから、真淵の主眼は、仮名字体による清濁の書き分けの実践という点そのものにあったというわけでは

なく、古代の万葉仮名表記に則った仮名字体の使用を目指す中で、結果的に濁音音節においても特徴的な字体が選択されて使用されたものと解するべきであろうと考えられる。

また、さらに注目したいのは、〈モ〉「目」および〈ス〉「寸」を字源とする仮名字体の使用である。上代文献において万葉仮名「目」は、主に〈メ〉〈マ〉の訓仮名として使用され、その他〈ムク〉の音仮名としての例も認められるが、〈モ〉の音仮名としての使用は見出しがたい。また、「寸」についても、内田（二〇〇六）で言及したように、上代文献では〈キ〉の訓仮名として使用されており、〈ス〉の音仮名として使用された確例は存しない。〈モ〉および〈ス〉の仮名字体として「目」「寸」を字源とする字体を使用するというのは、上代文献における万葉仮名の使用実態からは離れたものであると言える。先に示した濁音の仮名字体の例に見られるように、『古言梯』跋文では上代の万葉仮名と字源が共通する仮名字体を選択する姿勢が見出せるが、これらの字体の使用からは、真淵の仮名字体選択の意識として、単に字源の漢字に上代文献で万葉仮名として用いられた例が認められるかどうかという基準のみならず、音に基づく仮名字体を使用するという明確な態度が存していたことが読み取れる。

二 『万葉考』の仮名字体

続いて、『万葉考』（全二〇巻、明和六（一七六九）～天保六（一八三五）年刊）を取り上げ、その板本に使用されている仮名

字体を調査する。真淵の著作の中で、今回、特に『万葉考』を取り上げるのは、これが真淵の代表的著作であるということに加え、本書の巻一・二および同別記の三冊については、真淵自身が板本の板下を執筆したと伝えられていることによる。

調査テキストには、鈴木（一九九七）において初刷と指摘されている本居宣長記念館蔵本（請求記号・文学七の二四、国文学研究資料館所蔵のマイクロフィルムによる）を用い、そこに使用されている仮名字体の種類を調査して、使用仮名字体の字源の一覧表を作成する。なお、巻一冒頭に位置する「万葉集大考」は総論にあたる部分であるが、この箇所は後に続く万葉歌注釈の部分とは内容的な性質が異なるため、注釈部分とは分けて調査を行った。調査範囲は、本来であれば真淵自筆板下部分の三冊全てを対象とすべきところではあるが、巻二および別記に関しては巻一の注釈部分とほぼ同様の様相を呈していると判断されたため、今回は巻一の一冊のみを対象とした。調査結果は、以下の通りである。

▽「万葉集大考」所用の仮名字体の字源一覧（但し、合字「コト」を除く）

ア安・阿 イ以・伊 ウ宇 エ衣 オ於
カ加・可 キ幾・起・支・伎 ク久・九・具
ケ計・気・介 コ己・古・許
サ左・佐 シ之・志 ス寸・須・春・寿 セ世 ソ曾
タ太・多 チ知 ツ川・徒・都 テ天・帝 ト止・登

ナ奈・那 ニ仁・尔・耳 又奴 ネ祢・年 ノ乃・能
ハ波・ハ・盤・者 ヒ比・飛・備 フ不
ヘ部・遍・辺・倍 ホ保・本
マ末・満・万 ミ美・三・見 ム武 メ女 モ毛・母
ヤ也 ユ由 ヨ与
ラ良・羅 リ利・里・李・理 ル留・流・類
レ礼・連・例 ロ呂
ワ和・王 牛為 エ恵 ヲ遠・越・乎
ン无

▽注釈部分所用の仮名字体の字源一覧（但し、合字「コト」を除く）

ア安・阿 イ以 ウ宇 エ衣 オ於
カ加・可 キ幾・起・支・伎 ク久 ケ計・介 コ己・古
サ左 シ之・志 ス寸・須・春 セ世 ソ曾
タ太・多 チ知 ツ川 テ天 ト止・登
ナ奈・那 ニ仁・尔・耳 又奴・怒 ネ祢・年 ノ乃・能
ハ波・ハ・盤・者 ヒ比 フ不 ヘ部・遍 ホ保・本
マ末・満・万 ミ美・三 ム武 メ女 モ毛
ヤ也 ユ由 ヨ与
ラ良 リ利・里 ル留・流 レ礼・連 ロ呂
ワ和・王 牛為 エ恵 ヲ遠
ン无

『万葉考』では、『古言梯』跋文とは異なり、訓に基づく仮名字体の使用が認められる。具体的に列挙すれば、『万葉集大考』では「ハ」「者」「ヘ」「部」「ミ」「見」「メ」「女」を字源とする字体が、注釈部分では「ハ」「者」「ヘ」「部」「ミ」¹⁰「二」¹¹「メ」¹²「女」を字源とする字体が、それぞれ使用されている。これらの仮名字体は、いずれも『万葉考』中において多用されているものであり、特に「メ」に関しては「女」の訓に基づく仮名字体「め」一種類のみが専用されている。これらの点から、『万葉考』では、訓仮名出自の字体を忌避する傾向は認められないと言える。先に『古言梯』跋文に関して指摘したように、真淵に関して、音仮名を本来的で正しいものと見なす万葉仮名観に基づき、訓仮名出自字体の忌避を実践したと考えられる事例は認められるものの、その表記原則を自らの著作一般において広く適用させていたわけではないことが分かる。

『古言梯』跋文で訓仮名出自字体の忌避を適用した表記が実践されたのは、恐らくは跋文という性格から、表記の面においても装飾性が求められ、上代の万葉仮名を念頭においた表記を行ったことによるものであると考えられる。実際、『古言梯』跋文は、使用仮名字体の種類の面で近世当時としては珍しい字体が認められるというのみならず、字の大きさが大小の変化に富んでいたり、行の取り方にしても大きく横へ流れる行も含まれていたりするなど、『万葉考』本文に見られるような文字を整然と並べる書きぶりとは明らかに異なる、美的な表現を旨指す姿勢が看取されるも

のとなつている。また、先に引用した清水浜臣『泊泊筆話』の記事も、『古言梯』跋文を一つの書作品として眺める立場から述べたものと捉えることができよう。真淵においては、訓仮名出自字体の忌避は、美的な観点から古代風の表現を目指す場合には実践されるものがあつたものの、自らの著作の本文部分において広く適用すべき原則としては意識されていなかったものと考えられるのである。

さて、続いては『万葉考』内部における使用仮名字体の比較へと観点を移すこととしたい。前掲の、「万葉集大考」および注釈部分における所用仮名字体の字源一覧を眺めてみると、字源の種類数という点において、注釈部分よりも「万葉集大考」の方が数が多いことが分かる。さらに、そこに挙げられている字源の内容に注目すると、注釈部分については、おおむねどの字源も近世後期の板本に多用されていると認められるものである一方、「万葉集大考」に関しては、それと比べてやや一般的でないと思われる字源も含まれている。ここで、注釈部分では使用されず、「万葉集大考」においてのみ使用が認められる仮名字体の字源を抜き出して整理すると、次のようになる。¹¹

イ伊 キ伎 ク九・具 ケ気 コ許 サ佐 ス寿
ツ徒・都 テ帝 ヒ飛・備 ヘ辺・倍 ミ見 モ母
ユ遊 ラ羅 リ李・理 ル類 レ例 ヲ越・乎

これらの字体を通覧して気づくのは、この中に濁音の仮名字体としてのみ使用されているものが複数含まれているという点である。具体的に列挙すると、〈キ〉「伎」〈ク〉「具」〈ケ〉「気」〈ス〉「寿」〈ヒ〉「備」〈ヘ〉「辺」は、いずれも用例数は多くないものの、「万葉集大考」では濁音の箇所にも使用されている。また、〈ヘ〉「倍」も、全三例中二例が濁音に使用されている。¹⁰⁾これらのうち、〈キ〉「伎」〈ク〉「具」〈ヒ〉「備」〈ヘ〉「倍」は上代文献において濁音仮名として使用されていたものである。これら四字体については、先の『古言梯』跋文と同様、上代の万葉仮名表記のありようから影響を受けて選択された字体であると考えることができよう。また、濁音を表す字体以外でも、例えば〈レ〉「例」などは、近世後期の板本の使用字体としてはあまり一般的でないと言えるものである。真淵は、上代文献において万葉仮名として使用されている漢字を字源とする仮名字体を部分的に取り込んで使用することで、言わば古代めかした表記を試みたのではないかと考えられる。

上代の万葉仮名表記からの影響を受けたと見られる仮名字体の使用が、特に「万葉集大考」の部分に見られることの理由としては、この「万葉集大考」が総論として位置づけられるものであるという、内容的な性質によるところが大きいと考えられる。真淵にとつて万葉集研究は、古語を理解して、古代の心を明らかにするための手段であった。例えば、本居宣長『玉勝間』巻二「あがたのうしの御さとし言」では、次のように記されている。

宣長三十あまりなりしほど、梶原ノ大人のをしへをうけ給はりそめしころより、古事記の注釈を物せむのころざし有て、そのことうしにもきこえけるに、さとし給へりしやうは、われももとより、神の御典をとかむと思ふ心ざしあるを、そまづからごゝろを清くはなれて、古へのまことの意をたづねえずはあるべからず、然るにそのいにしへのこゝろをえむことは、古言を得たるうへならではあたはず、古言をえむことは、万葉をよく明らむるにこそあれ、(八六頁)

そのような事情を勘案すれば、総論たる「万葉集大考」は、個々の万葉歌の注釈という作業を積み重ね、その成果を総合させた結果として位置づけられるべきものであり、その点において、より重きを置かれていた部分として捉えることが可能である。そのため、「万葉集大考」では注釈部分と比べて、表記の面でも古代のありようをより強く志向した仮名の用字がなされたものと捉えられるのである。

まとめ

以上、「古言梯」跋文および『万葉考』に使用される仮名字体について考察を行ってきた。その結果、いずれの資料においても、上代文献における万葉仮名表記のあり方を意識したと考えられる。古代を志向する表記態度の反映が存することが明らかとなった。ただし、その具体的なありようについては、資料ごとに差異が認められる。

まず、『古言梯』跋文に関しては、本居宣長『古事記伝』『国号考』、指取魚彦『古言梯』と同様に、訓仮名出自の仮名字体の使用を忌避する傾向が認められた。これは、跋文という性格から装飾的な表記が求められ、上代の万葉仮名を意識した仮名字体の使用がなされたことによるものとして理解することができる。

一方、『万葉考』においては、訓仮名出自字体の忌避は認められなかった。しかしながら、総論にあたる「万葉集大考」の部分においては、使用仮名字体の選定という点で、上代の万葉仮名使用を念頭においたと解される用字を部分的に認めることができた。

以上の結果から、先に内田(二〇〇六)で指摘した、訓仮名出自字体の忌避という表記原則をめぐっての、真淵から魚彦・宣長へという影響関係の可能性に関して、その蓋然性をある程度確認できたのではないかと考える。今回、訓仮名出自字体の忌避の先行事例として見出したのは、『古言梯』跋文という一資料のみであるが、魚彦・宣長と直接の師弟関係にある真淵の著作においてその実践例が存在していたという事実を確認できた意義は大きい。真淵の段階においては、まだ跋文という見た目の裝飾性が求められる特別な場合のみ実践され、自身の著作本文において適用されることはなかった訓仮名出自字体の忌避が、これに接した後進の国学者たちの手により、さらに国学書本文の表記へも適用されるようになっていったという展開を想定することもできよう。

今後の課題としては、まず真淵著作における仮名表記の実態について、さらに範囲を広げて調査を行うことが必要である。訓仮

名出自字体の忌避の実践例が『古言梯』跋文以外にも認められるかどうかを調査するとともに、『万葉考』に見られたような形での、上代の万葉仮名表記に基づく仮名字体使用についても、他の著作ではどうなっているかを確認する必要がある。

ここまでの成果によって、近世の国学者たちの一部に表記の面で古代を志向する態度が存している、なおかつそのような態度が一つの門下といったような一定の範囲内において共有されていた可能性を見出すことができたと考ええる。国学という学問文化が文字使用に与えた影響という問題について、その展開の流れという観点を中心に、さらに考察を深めてゆきたいと考ええる。

注

(1) 『古言梯』の刊年については、林(一九七九a)(一九七九b)の見解に従った。

(2) 鈴木(一九九七)における指摘(四二七頁)による。

(3) 調査テキストには、内田(二〇〇六)と同様に、初版本とされる国立国会図書館蔵本の影印である勉誠社文庫58『古言梯』を使用した。跋文の読解に際しては、国立国会図書館蔵本の書入や、『古言梯標註』(山田常典補、弘化四(一八四七)年刊)も参考にした。

(4) 跋文中に「ゐな部が墨繩のまにまに」という例が存する。これは『日本書紀』雄略一三年九月条の歌謡を踏まえた表現で、「ゐな部」とは工匠・猪名部真根を指す語と解せられるため、「部」字はここでは漢字の草書体の用例として扱った。これを仮名の用例と捉えるならば、訓に基づく仮名字体の例ということになる。

(5) 例えば、契沖『和字正韻』（元禄四（一六九一）年成）では、万葉仮名「邊」を清音の音仮名に分類している。谷川士清『日本書紀通証』（宝曆二（一七六二）年刊）巻一付録「假字正文」では、片仮名字体「へ」の字源説を挙げる中で「邊ノ省文音略」と述べている。春登『万葉用字格』（文化一四（一八一七）年刊）では、万葉仮名「邊」を「略音」に分類している。

(6) 初版本と山田常典補『古言梯標註』とでは、当該用例の字体の形状に差異が存する。初版本の形状では判読が困難であり、後で修正が加えられたものと解される。

(7) 真淵のこのような姿勢は、『古事記伝』における宣長のそれと共通するものである。内田（二〇〇六）注1参照。

(8) 『万葉考』の刊年については、井上（一九七七）、田中（二〇〇三）の見解に従った。

(9) 鈴木（一九九七）において、平田篤胤『玉禪』巻九の次の記述が紹介されている（四二四頁）。

そは此ノ清風はしも。大人の万葉考二ノ巻を。みづから書て。板にゑらしめ給ふ時に。あだし者どもの彫たるが。御心に応はずて。よき彫人を求め給ふ時に。（五〇三頁）

(10) これらのほか、『万葉集大考』では首仮名・訓仮名両方の解釈の存する「辺」を字源とする仮名字体も使用されている。

(11) なお、これとは逆に『万葉集大考』では用いられず、注釈部分のみ使用が認められる字源は、〈ヌ〉「怒」一つのみである。

(12) 〈キ〉「伎」〈ク〉「具」〈ケ〉「気」〈ヌ〉「寿」〈ヒ〉「備」はそれぞれ一例ずつ、〈ヘ〉「辺」は四例の用例が認められる。

(13) 『万葉集大考』一ウ八行目においては、「すべて（全て）」という語の表記に「倍」を字源とする仮名字体が使用されているのだが、そこには右側に振り仮名で「べ」と記されている。文字列から判断して、漢字として使用されているとは考えがたく、仮名字

体に振り仮名をつけた例と解釈される。この振り仮名は板下を執筆した真淵自身の手で付されたものなのか、あるいは後から別人の手によつて付されたものなのか、その経緯を考慮する必要があるが、いずれの場合にしても、この仮名字体が当時の読者にとつてあまり目慣れていないと判断されたことによる措置であるかと思われ、注意される。

参考文献

井上 豊（一九六六）『賀茂真淵の業績と門流』（風間書房）

井上 豊（一九七七）『解説』（賀茂真淵全集）第一巻、統群書類従完成会）

内田宗一（二〇〇一a）『国号考』の仮名字体——訓仮名出自字体の忌避・追考——（『語文』第七五・七六輯）

内田宗一（二〇〇一b）『古事記伝』の仮名字体——訓仮名出自字体の忌避とその背景——（『国語文字史の研究』六、和泉書院）

内田宗一（二〇〇六）『古言梯』の仮名字体——訓仮名出自字体の忌避をめぐって——（『国語文字史の研究』九、和泉書院）

大野 透（一九七七a）『新訂万葉仮名の研究』（高山本店）

大野 透（一九七七b）『統万葉仮名の研究』（高山本店）

鈴木 淳（一九九七）『江戸和学論考』（ひつじ書房）

田中文雅（二〇〇三）『万葉考の成立』（『伝承文化の展望——日本の民俗・古典・芸能』、三弥井書店）

林 義雄（一九七九a）『古言梯の成立と開版をめぐって』（『中田祝夫博士功績記念国語学論集』、勉誠社）

林 義雄（一九七九b）『解説』（『勉誠社文庫58『古言梯』）

使用テキスト

賀茂真淵の著作の引用は『賀茂真淵全集』（統群書類従完成会、一

九七七〜一九九二年）により、巻数と頁数を示した。それ以外の引用文献の底本は以下の通りである。所在は各底本の頁数によって示した。なお、各資料とも、引用に際し振り仮名を省くなど一部表記に手を加えたところがある。

『古言梯』…勉誠社文庫58『古言梯』（勉誠社、一九七九年）

『玉勝間』…『本居宣長全集』第一卷（筑摩書房、一九六八年）

『玉襪』…『新修平田篤胤全集』第六卷（名著出版、一九七七年）

『日本書紀通証』…『国民精神文化文庫』第一五『日本書紀通証』第一卷（国民精神文化研究所、一九三七年）

『泊酒筆話』…『日本隨筆大成（新版）』第一期七（吉川弘文館、一九七五年）

『万葉用字格』…『万葉集古註釈集成』第一六卷（日本図書センター、一九九一年）

『和字正韻』…『契沖全集』第一〇卷（岩波書店、一九七三年）

本稿は、平成二二年度東京家政学院大学若手研究者研究費助成による成果を含む。

（うちだ・そういち 東京家政学院大学准教授）